

(瑞浪超深地層研究所に係る環境保全協定書第2条第4項関係)

環境保全に関する基準書

1 水質汚濁防止法第3条第1項に関する測定項目等

測定項目	法令に基づく規制基準	管理目標値	自主測定頻度
水質汚濁 (排出水)	水素イオン濃度	5.8~8.6	6.5~8.5
	浮遊物質量	90(日間平均70)mg/ℓ以下	25 mg/ℓ以下
	カドミウム	0.03 mg/ℓ以下	0.003 mg/ℓ以下
	全シアン	1 mg/ℓ以下	検出されないこと
	有機燐化合物	1 mg/ℓ以下	検出されないこと
	鉛	0.1 mg/ℓ以下	0.01 mg/ℓ以下
	六価クロム	0.5 mg/ℓ以下	0.02 mg/ℓ以下
	砒素	0.1 mg/ℓ以下	0.01 mg/ℓ以下
	総水銀	0.005mg/ℓ以下	0.0005mg/ℓ以下
	アルキル水銀	検出されないこと	検出されないこと
	PCB	0.003mg/ℓ以下	検出されないこと
	トリクロロエチレン	0.1 mg/ℓ以下	0.01 mg/ℓ以下
	テトラクロロエチレン	0.1 mg/ℓ以下	0.01 mg/ℓ以下
	四塩化炭素	0.02 mg/ℓ以下	0.002mg/ℓ以下
	ジクロロメタン	0.2 mg/ℓ以下	0.02 mg/ℓ以下
	1, 2-ジクロロエタン	0.04 mg/ℓ以下	0.004mg/ℓ以下
	1, 1, 1-トリクロロエタン	3 mg/ℓ以下	1 mg/ℓ以下
	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.06 mg/ℓ以下	0.006mg/ℓ以下
	1, 1-ジクロロエチレン	1 mg/ℓ以下	0.1 mg/ℓ以下
	シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.4 mg/ℓ以下	0.04 mg/ℓ以下
	1, 3-ジクロロプロパン	0.02 mg/ℓ以下	0.002mg/ℓ以下
	チウラム	0.06 mg/ℓ以下	0.006mg/ℓ以下
	シマジン	0.03 mg/ℓ以下	0.003mg/ℓ以下
	チオベンカルブ	0.2 mg/ℓ以下	0.02 mg/ℓ以下
	ベンゼン	0.1 mg/ℓ以下	0.01 mg/ℓ以下
	セレン	0.1 mg/ℓ以下	0.01 mg/ℓ以下
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	——	10 mg/ℓ以下
	ふつ素	8 mg/ℓ以下	0.8 mg/ℓ以下
	ほう素	10 mg/ℓ以下	1 mg/ℓ以下
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	1 ℓにつきアンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量100mg	——
	1, 4-ジオキサン	0.5 mg/ℓ以下	0.05 mg/ℓ以下

2 環境基本法第16条に関する測定項目等

測定項目	管理目標値	自主測定頻度
水質汚濁 (放流先河川水)	水素イオン濃度	月1回
	浮遊物質量	
	カドミウム	
	全シアン	
	鉛	
	六価クロム	
	砒素	
	総水銀	
	アルキル水銀	
	P C B	
	トリクロロエチレン	
	テトラクロロエチレン	
	四塩化炭素	
	ジクロロメタン	
	1, 2-ジクロロエタン	
	1, 1, 1-トリクロロエタン	
	1, 1, 2-トリクロロエタン	
	1, 1-ジクロロエチレン	
	シス-1, 2-ジクロロエチレン	
	1, 3-ジクロロプロパン	
	チウラム	
	シマジン	
	チオベンカルブ	
	ベンゼン	
	セレン	
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	
	ふつ素	
	ほう素	
	1, 4-ジオキサン	

3 その他の測定項目

測定項目	参考値	自主測定頻度
1. 水質汚濁 (湧水)	カドミウム 0.003 mg/ℓ以下	月1回
	全シアン 検出されないこと	
	鉛 0.01 mg/ℓ以下	
	六価クロム 0.02 mg/ℓ以下	
	砒素 0.01 mg/ℓ以下	
	総水銀 0.0005 mg/ℓ以下	
	アルキル水銀 検出されないこと	
	P C B 検出されないこと	
	トリクロロエチレン 0.01 mg/ℓ以下	
	テトラクロロエチレン 0.01 mg/ℓ以下	
	四塩化炭素 0.002 mg/ℓ以下	
	クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー) 0.002 mg/ℓ以下	
	ジクロロメタン 0.02 mg/ℓ以下	
	1, 2-ジクロロエタン 0.004 mg/ℓ以下	
	1, 1, 1-トリクロロエタン 1 mg/ℓ以下	
	1, 1, 2-トリクロロエタン 0.006 mg/ℓ以下	
	1, 1-ジクロロエチレン 0.1 mg/ℓ以下	
	1, 2-ジクロロエチレン 0.04 mg/ℓ以下	
	1, 3-ジクロロプロパン 0.002 mg/ℓ以下	
	チウラム 0.006 mg/ℓ以下	
	シマジン 0.003 mg/ℓ以下	
	チオベンカルブ 0.02 mg/ℓ以下	
	ベンゼン 0.01 mg/ℓ以下	
	セレン 0.01 mg/ℓ以下	
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 10 mg/ℓ以下	
	ふつ素 0.8 mg/ℓ以下	
	ほう素 1 mg/ℓ以下	
	1, 4-ジオキサン 0.05 mg/ℓ以下	
	水素イオン濃度 —	濃度推移の確認
	塩化物イオン —	
2. 土壌汚染 (掘削土の溶出量)	カドミウム 0.003 mg/ℓ以下	月1回
	全シアン 検出されないこと	
	有機燐 検出されないこと	
	鉛 0.01 mg/ℓ以下	
	六価クロム 0.05 mg/ℓ以下	
	砒素 0.01 mg/ℓ以下	
	総水銀 0.0005 mg/ℓ以下	
	アルキル水銀 検出されないこと	
	P C B 検出されないこと	
	トリクロロエチレン 0.01 mg/ℓ以下	
	テトラクロロエチレン 0.01 mg/ℓ以下	
	四塩化炭素 0.002 mg/ℓ以下	

クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002 mg/ℓ以下
ジクロロメタン	0.02 mg/ℓ以下
1, 2-シクロロエタン	0.004 mg/ℓ以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	1 mg/ℓ以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006 mg/ℓ以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.1 mg/ℓ以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/ℓ以下
1, 3-ジクロロプロパン	0.002 mg/ℓ以下
チウラム	0.006 mg/ℓ以下
シマジン	0.003 mg/ℓ以下
チオベンカルブ	0.02 mg/ℓ以下
ベンゼン	0.01 mg/ℓ以下
セレン	0.01 mg/ℓ以下
ふつ素	0.8 mg/ℓ以下
ほう素	1 mg/ℓ以下
1, 4-ジオキサン	0.05 mg/ℓ以下
3. 花木の森散策路における空間放射線線量率	周辺地域の空間放射線線量率と同等 3ヶ月の集積空間放射線線量から算出

※参考値の取り扱い

- 湧水の測定結果については、参考値と比較し、排水処理プラントの運転に反映する。
- 掘削土の溶出量の測定結果については、参考値と比較し、原則として「建設工事で遭遇する地盤汚染対応マニュアル」((独) 土木研究所編 平成16年5月)に基づき対応する。
- 花木の森散策路における空間放射線線量率については、周辺地域の空間放射線線量率（機構が瑞浪・土岐市内の12地点で測定している空間放射線線量率）と比較し、堆積場の管理に反映する。なお、周辺地域の最大値を超えた場合には、研究所に起因するものかどうか原因を究明し、必要であれば適切な処置を講ずるものとする。

※※掘削土の取り扱い

- ふつ素、ほう素、砒素、鉛及び総水銀の5項目について、「3. その他の測定項目 2. 土壤汚染（掘削土の溶出量）」に定める測定に加えて、掘削区間程度毎の溶出量の測定を実施する。その測定結果が参考値を超えている場合は、上記「参考値の取り扱い 2.」に基づき対応する。

作成 平成17年11月16日
 第1回改定 平成18年 7月21日
 第2回改定 平成20年 6月 2日
 第3回改定 平成29年 6月 9日
 第4回改定 令和 4年 3月30日